

437

平成二十九年六月十四日提出
質問第四三七号

働き方改革に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

働き方改革に関する質問主意書

過労死という日本語は、英語やフランス語でも音写され、二千二年にはオックスフォード英語辞典にも掲載され、「(in Japan) death caused by overwork or job-related exhaustion.」と日本の労働環境を示す言葉として紹介されている。

平成二十五年、国連の社会権規約委員会は日本政府に対して、立法や規制を講じるべきと勧告し、平成二十六年六月には過労死等防止対策推進法が成立、同年十一月に施行された。また、平成二十八年九月、政府は働き方改革実現会議を設置し、平成二十九年三月に「働き方改革実行計画」をとりまとめた。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 国際労働機関のガイ・ライダー事務局長は、平成二十九年五月十二日、日本テレビのインタビューにおいて「残念ながら、過労死（KAROSHI）という日本語は、悪い意味で世界中に知られている。過労死の問題は、残業を含めた長時間労働が、広く社会で行われていることが背景にある。今回、残業時間上限規制が設けられたことは歓迎するが、国際的な比較で見れば、まだ長すぎると思う。」と述べているが、政府はこの指摘をどのように受け止めているか。

二 長時間労働規制をより実効性のあるものとするためには、労働時間延長の上限規制とあわせて、就業から次の始業までに一定の休息時間の付与を義務付けるインターバル規制を制度化していくことが必要だと考えるが、政府の見解を伺う。

三 経営環境の厳しい中小企業において、非正規雇用労働者の昇給制度の導入や処遇改善等に取り組んでいただくためには、様々な支援を検討する必要があると考えるが、政府の見解を伺う。
右質問する。